

保険・年金 フォーカス

ドイツの生命保険監督を巡る動向(2) —BaFin の 2020 年 Annual Report より (生命保険会社の監督及び業績等の状況)—

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

[前回のレポート](#)では、ドイツの保険監督官庁である BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht : 連邦金融監督庁) の 2020 年の Annual Report¹の「スポットライト (Spotlights)」の章に記載されている項目の中から、主として生命保険の監督に関するトピックについて報告した。また、併せて、BaFin の保険・年金基金監督部門の最高責任者である Frank Grund 博士のインタビューからの内容を抜粋して報告した。

今回のレポートでは、Annual Report の「Ⅲ. 監督」の章の「2. 保険会社及び年金基金 (Pensionsfonds)」及び「V. BaFin について」の章の「5. コミュニケーション」の「プレス照会」に基づいて、ドイツの生命保険会社の監督及び業績等の状況について報告する。

2—保険会社のリスク分類

1 | 保険会社のリスク分類

BaFin は、保険会社をいかに緊密に監督するかを定義するために使用するリスククラスに、監督する保険会社を分類して割り当てている。

保険会社は、企業／グループの市場への影響と品質を反映する 2 次元マトリックスを使用してクラスに割り当てられる。年金基金 (Pensionskassen) と年金基金 (Pensionsfonds) の市場への影響は、年金基金 (Pensionskassen) と年金基金 (Pensionsfonds) の総投資額に基づいて測定されている。生保の場合には、ユニットリンク生命保険からの運用も含まれる。これとは対照的に、健康保険会社、損害保険会社及び再保険会社に用いられる決定的な要素は、総保険料収入である。資産 (= 投資) のリストに開示された総額が、グループ分類の統一基準として選択される。

市場への影響は、「非常に高い」、「高い」、「中間」、「低い」の 4 段階のスケールで測定される。保険会社の質は、「純資産と財政状態」、「事業成績」、「ガバナンス体制」、「将来の実行可能性」、さらに

¹ https://www.bafin.de/EN/PublikationenDaten/Jahresbericht/jahresbericht_node_en.html

グループ評価の場合には「グループ固有の要素」という要因に基づいて評価される。

BaFin は、最初の 2 つの要素のスコアを保険に特化した指標を用いて決定し、ガバナンス体制は定性的な基準を用いて評価される。「将来の実行可能性」基準は、企業／グループの将来の発展を評価するのに適した、特定の種類の保険に関する定量的又は定性的な基準を含む。さらに、「グループ固有の基準」は、最初の 4 つの基準を超える全てのグループ固有の側面を評価する。評価システムは、個々の基準に対する評価を合計して、「A（高品質）」から「D（低品質）」からなる 4 段階の総合評価を作成している。

2 | リスク分類の結果

2020 年 12 月 31 日時点のデータに基づく評価は、以下の通りとなっている。

2020 年には、質の高い保険会社の数は前年と同等であった。

BaFin は 2020 年のリスク分類で、保険会社の約 75% をより質の高い「A」又は「B」に分類した。その結果、優良企業の割合は前年並みとなった。過去数年と同様、BaFin は高い又は非常に高い市場関連性を有する保険会社を低品質会社とは評価しなかった。

Table 11: Risk classification results for 2020*

Undertakings in %	Quality of the undertaking				Total	
	A	B	C	D		
Market impact	very high	0.0	2.3	1.0	0.0	3.3
	high	1.3	7.2	3.0	0.0	11.5
	medium	3.8	17.6	6.5	0.4	28.3
	low	4.8	38.4	12.6	1.1	56.9
	Total	9.9	65.5	23.1	1.5	100.0

* The table shows the assessment based on the data as at 31 December 2020.

個々の保険会社クラスの結果

2020 年には、損害保険会社と再保険会社のいずれにも大きな変動はなかった。「A」又は「B」と評価された会社の数は、両クラスとも 80% を超えている。

生保では「B」又は「C」が 95% を超えた。これは、当連結会計年度における生命保険会社のスコアの改善を表している。「C」の割合が低下する一方、「B」の割合が上昇した。

これに対して、「A」の評価を有する健康保険会社の割合は低下した。それにもかかわらず、高品質範囲の健康保険者の割合は依然として 70% を超えていた。

年金基金（Pensionskassen）では、「C」の評価を受けた組織がわずかに増加している一方、年金基金（Pensionsfonds）のカテゴリでは、質の高い組織の割合が増加している。

分類された保険会社の数のわずかな減少

2020 年に分類された保険会社と年金基金（Pensionsfonds）の数は前年よりわずかに減少した。

3 | 保険グループの分類

前述の保険クラスのリスク分類と同様に、ソルベンシーⅡの対象となる保険グループのうち、BaFinの監督下にある保険グループのリスク分類が検証され、2020年に改訂された。グループ分類では、個々の会社の分類結果を単純に合計するのではなく、個々の会社の分類結果と定性的及び定量的なグループ固有の入力の両方を使用する。全体として、分類された保険グループは、当期中に「B」（83%）又は「C」（17%）のいずれかの品質評価を受けた。年次のグループレベルのリスク分類は、保険グループの監督の重要性の高まりを反映している。それはソルベンシーⅡの導入に伴い、更新及び拡張された。その結果、BaFinのグループレベルのリスク分類から得られるデータは、重要な価値を付加し、グループの全体的なポジションに関する集約された情報を提供している。

3—2020年の生命保険会社の事業結果

2020年の生命保険会社の事業結果の概要は、以下の通りである。

2020年12月31日現在の生命保険会社数は、事業活動中が81社、非事業活動中が5社となっている。また、以下の2020年の数字は暫定的なもので、2020年12月31日現在の中間報告に基づいている。なお、保険監督法第45条に従い、ソルベンシーⅡ指令の適用範囲に含まれる特定の会社については、中間報告の要件の一部が免除されていることにも留意する必要がある。

1 | 契約動向

2020年の元受生命保険新契約は、前年の約510万件から減少して約460万件だった。新契約価値の総額は、前年の2,751億ユーロに対して、2.8%増加して約2,828億ユーロとなった。

定期保険が新契約総数に占める割合は、前年度の32.8%から30.0%に減少した。

年金及びその他の保険契約のシェアは、58.5%から61.7%に上昇した。養老生命保険契約の割合は0.4%ポイント低下して、8.3%となった。

生命保険契約の早期解約（解約、払済契約への転換及び早期終了の他の形態）は、210万件、保険金総額は1,065億ユーロで、前年度レベルを維持した。

2020年末の元受生命保険契約は、前年の8,240万件から約8,110万件に減少した。対照的に、保険金額は2.9%増加の3兆3,190億ユーロだった。定期保険契約は、契約件数が1,270万件から1,230万件へと若干減少したが、保険金総額は8,536億ユーロから8,885億ユーロに増加した。年金及びその他の保険契約は、近年も好調な傾向を続けており、契約数のシェアは57.3%から58.9%に増加し、保険金総額のシェアは58.4%から約59.5%に上昇した。

ドイツの生命保険会社の元受保険契約に係る総保険料は、前年の976億ユーロから981億ユーロに増加した。

2 | 投資動向

総投資額は、9,854億ユーロから1兆242億ユーロへと3.9%増加した。一方で、2020年末の正味含み益は、金利低下の結果、前年の1,810億ユーロに対し、2,150億ユーロに増加した。これは、総投資の21.0%（前年は18.4%）に相当している。

暫定的な数値では、2020年の平均純投資収益率は前年の3.9%から3.7%に低下した。継続的な高

い投資純収益率の理由の1つは、追加責任準備金（Zinszusatzreserve：ZZR）を積み増すための支出の度重なる増加と、それに伴う投資評価準備金の実現益化による可能性が高い。

3 | 将来予測

BaFin は、2020 年にも生命保険会社の将来予測を行った。BaFin は、この予測を使用して、主に、2 つの異なる資本市場シナリオが、現在の会計年度の保険会社の業績にどのように影響するかを分析した。

予測の分析は、生命保険会社が契約上の義務を履行することができるとの BaFin の評価を確認した。ただし、低金利環境が持続し、さらに悪化する場合は、会社の経済的ポジションがさらに悪化すると予想される。したがって、BaFin は引き続き保険会社を非常に綿密に監視し、低金利環境が続く中で、保険会社が将来を見据えた批判的な方法で将来の財務動向を分析できるようにする。生命保険会社が適切な措置を適切な時期に導入し、適切な予防措置を講じることが不可欠である。

注釈

生命保険予測

2020 年 9 月 30 日の参照日時点での予測は、低金利水準が生命保険会社に与える中長期的な影響に焦点を当てていた。この目的のために、BaFin は 2020 会計年度及びその後の 14 会計年度のドイツ商法（Handelsgesetzbuch）に基づく業績予想に関するデータを収集した。BaFin は、新規投資及び再投資は、0.5%の固定金利投資のみで行われ、それ以外の資本市場の状況は変わらないと仮定した。2 番目のシナリオでは、生命保険会社は、資本市場の動向に変化がないことを前提に、自社の経営計画に基づいて新規投資や再投資のシミュレーションを行うことができた。また、ソルベンシー II の予測値は、選択した 3 会計年度について初めて計算された。

4—ソルベンシー II による SCR 比率等の結果数値の概要

2020 年 12 月 3 日、EIOPA は、オムニバス II 指令でソルベンシー II に認められた長期保証（LTG）措置及び株式リスクの措置に関する報告書を公表しているが、この報告書は、保険会社がどのように参照された措置を適用しているかを説明している。保険会社のソルベンシー状況に対する措置の効果に加えて、保険契約に基づく受益者の利益の保護、保険商品の利用可能性、保険会社の投資行動及び金融市場の安定性等について取り扱っている。

さらに、この報告書には、個々の措置が異なる市場で使用されている程度に関するデータが含まれている。保険会社がソルベンシー及び財務状況報告書（SFCR）において公表した LTG 及び株式リスク措置の適用に関する情報の分析も、報告書の一部を構成している。

これらの具体的な内容については、[「EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(1\) – EIOPA の 2020 年報告書の概要報告 –」](#) (2020.12.17)、[「EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(2\) – EIOPA の 2020 年報告書の概要報告 –」](#) (2020.12.22)、[「EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(3\) – EIOPA の 2020 年報告書の概要報告 –」](#) (2021.1.4)、[「EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響 \(4\) – EIOPA の](#)

[2020年報告書の概要報告一](#)」（2021.1.7）及び「[EU ソルベンシー IIにおける LTG 措置等の適用状況とその影響（5）－EIOPA の 2020 年報告書の概要報告一](#)」（2021.1.12）、「[EU ソルベンシー IIにおける LTG 措置等の適用状況とその影響（6）－EIOPA の 200 年報告書の概要報告一](#)」（2021.1.15）、で報告しているので、これらのレポートを参照していただきたい。

以下では、ドイツの生命保険会社の状況を報告する。

1 | 内部モデル及び各種措置の適用状況

2020 年末の報告日時点で、BaFin の監督下にある 81 の生命保険会社のうち 80 社がソルベンシー II の対象になっていた。また、2020 年末のソルベンシー資本要件（SCR）を計算する目的で、80 の生命保険会社のうち、70 社が標準式を採用し、10 社は（部分）内部モデルを使用した。いずれの生命保険会社も会社固有のパラメータを使用しなかった。なお、2019 年末の SCR 計算においては、82 社のうち 72 社が標準式を使用し、10 社が（部分）内部モデルを使用していた。

80 の生命保険会社のうち、53 社が保険監督法第 82 条に従いボラティリティ調整を適用し、かつ保険監督法第 352 条に基づく技術的準備金の移行措置を適用した。この数値は 2019 年末の 48 社に比べて 5 社増加している。生命保険会社 4 社は、技術的準備金の移行措置のみを適用し、10 社は、唯一の措置としてボラティリティ調整を使用した（2019 年末は、それぞれ 8 社、8 社であった）。2 つの会社は、保険監督法第 351 条に従って、リスクフリー金利の移行措置、即ち移行割引曲線を、ボラティリティ調整との組み合わせで適用した（2019 年末は 1 社だけだった）。なお、2020 年末において、11 の生命保険会社がボラティリティ調整も移行措置も適用しなかった。

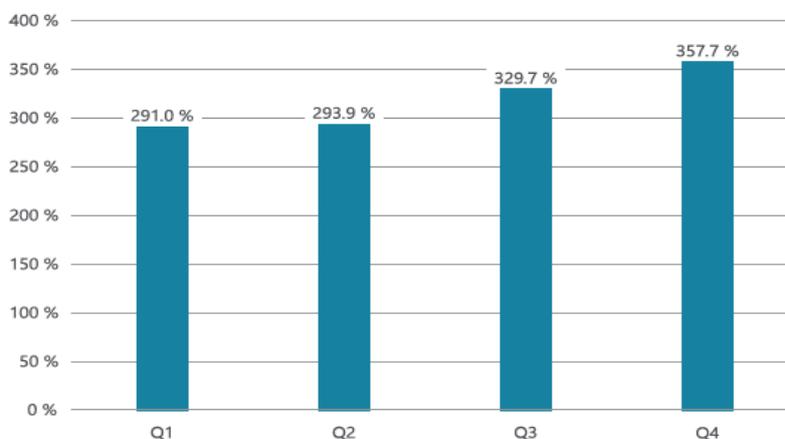
結果として、65 の生命保険会社がボラティリティ調整を適用し、57 の生命保険会社が技術的準備金の移行措置を、2 つの生命保険会社が移行割引曲線を使用した。

2 | SCR 比率の状況

全ての生命保険会社は、2020 年 12 月 31 日現在の適切な SCR カバレッジを報告した。保険監督法第 45 条に基づく中間（四半期）報告の要素が免除されていない会社の SCR 比率（セクターの SCR に対するセクターの適格自己資本）は、前年の 382.0%に対して 357.7%となった。

以下の図表は、中間報告義務の対象となる生命保険会社の SCR 比率の進展を示している。

Figure 6: SCR coverage ratios



(出典) BaFin Annual Report 2020

3 | SCR の構成

2020年12月31日現在、中間報告の対象となる生命保険会社のSCRは、前年末の347億ユーロに対し、408億ユーロに増加した。総基本SCRで測定した場合、2019年に中間報告義務の対象となった標準式を適用した会社の資本要件の平均72%は、市場リスクに起因していた（分散効果を除く）。さらに、保険引受に関連するSCRの重要な部分は、生命（30%）及び健康（26%）保険の引受けリスクであった。対照的に、カウンターパーティデフォルトリスク（2%）の重要性は比較的低かった。総基本SCRを下げる分散効果がまだ含まれていないため、引用したパーセンテージは100%を上回る。分散効果は28%に達した。

カバーすることが要求されるSCRは、その他の変数を考慮して、総基本SCRに基づいて計算される。これに関連して、技術的準備金（72%）及び繰延税金の損失吸収効果（9%）が減少し、オペレーショナルリスク（3%）はわずかに増加した。

4 | 自己資本の構成

中間報告の対象となる生命保険会社のSCR適格自己資本は、2020年12月31日現在で1,460億ユーロに達した。自己資本の98%が基本自己資本により計上され、補助自己資金によるものは2%だった。適格自己資本の96%は、最も高いクラスの自己資本（Tier 1）に帰属し、残りの大部分は2番目に高いクラス（Tier 2）に帰属していた。平均して、調整準備金は業界の自己資本の67%を占め、剰余金は25%を占めた。報告日のその他の注目すべき構成要素は、発行プレミアムを含む株主資本（3%）及び劣後債務（2%）だった。

5 | 改善措置

移行措置を適用し、その措置なしではSCRを十分にカバーできない会社は、保険監督法第353条第2項に従って改善計画を提出しなければならない。計画では、遅くとも2031年12月31日の移行期間末日までに、十分な自己資本を創出し、又はリスク・プロファイルを低減するために計画された措置を段階的に導入し、移行措置を用いずにソルベンシー資本要件を遵守することを確保しなければならない。

報告日において、2019年と同じ26の生命保険会社が、移行措置なしでは適切なSCRのカバレッジを保証することができなかつたため、改善計画を提出する必要がある。BaFinは、SCRが遅くとも移行期間終了後に、長期的に遵守されることを確実にするために、これらの会社に密接に関与している。関連する会社は、移行措置を適用しないで適切なSCRカバレッジを回復したとしても、当該措置によって達成された進捗状況について年次進捗報告書において意見を述べることが求められる。

6 | 裁量配当の進展

殆どの生命保険会社は、低水準の金利の継続を考慮して、2021年の裁量配当の2020年レベルを適度に引き下げている。養老保険の市場で利用可能なタリフの現在のトータルリターン、つまり保証された技術的金利と利子剰余の合計は、セクター全体で平均2.0%であり、2020年の2.2%から減少した。なお、2019年は2.3%だった。

7 | 追加責任準備金（ZZR）の進展

2011年以降、生命保険会社は、将来の投資収益の減少と、高額のままである保証義務に備えるために、追加責任準備金（Zinszusatzreserve：ZZR）を構築する必要がある。2020年のこの費用は104億ユーロを超えた。2020年末の累積ZZRは、859億ユーロ（2019年末は752億ユーロ）に達した。ZZRの計算に使用された参照金利は、2020年末の時点で1.73%（2019年末では1.92%）だった。

8 | 生命保険新契約保証利率

現在の金利環境において、生命保険会社にとっては、既存契約からの高い保証金利が課題となっている。そのため、新契約における貢献度や効果を算出する際には、こうしたリスクを回避する必要がある。

BaFinは2020年に、金利リスクが新契約にどの程度含まれているかを調査した。長期貯蓄商品は、保険契約期間中に支払われる保険料で測定して、新契約の75.7%を占めている。このうち年金保険の割合が最も高い（90.9%）。このうち12.6%は無利子のユニットリンク型年金保険に、40.4%は従来型とユニットリンク型の混合型年金保険に投資された。2024年までに、年金保険新契約におけるハイブリッド商品のシェアはほぼ50%まで拡大すると予想されている。

全ての生命保険会社で保証されている全ての貯蓄商品の据置期間中の保証金利の中央値は0.68%であった。支払段階では0.77%だった。

9 | COVID-19のパンデミックの影響

2020年第2四半期に保険料免除の増加が見られる。同様に、新契約数も減少した。同様の影響は2020年の残りの四半期では観察されなかった。

これとは対照的に、COVID-19のパンデミックが生命保険会社によって拡大された給付に及ぼす重大な影響は、これまで観察されていない。

5—「V. BaFinについて」より

以上に加えて、「V. BaFinについて」の「5. コミュニケーション」の「プレス照会」の中で、「COVID-19」、「持続的な低金利」及び「ソルベンシーII」に関して、以下の記述が行われており、この問題がメディアの注目を浴びていたことが触れられている。

COVID-19

新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）中にBaFinが行った監督体制の変更についても、多くの問い合わせが寄せられた。BaFinの利益配分に関するスタンスが特にジャーナリストの関心を呼んだ。しかし、カウンターシクリカルな資本バッファーや事業中断保険の損失補填に関する問い合わせも多く寄せられた。

持続的な低金利

低金利が続いていることから、マスコミは2020年において生命保険会社と年金基金（Pensionskassen）の状況を詳細に調べ続けた。ジャーナリストは、特に監督の強化に関して、会社の財務状況と、計画された、あるいは既に取られた監督措置に関心を持った。また、生保の新契約に

おける技術的金利や保険料保証の将来についても、数多くの問い合わせが寄せられている。低金利環境下にある銀行の状況も多く、照会の項目となった。例えば、ジャーナリストたちは、低金利が銀行の経済的地位にどのような影響を与えているか、そして銀行がこれにどのように反応しているかに関心を持っていた。

ソルベンシー II

メディアの関心を集めたもう一つの話は、欧州のソルベンシー II 制度の継続的な見直しである。ここでの主な焦点は、長期保証 (LTG) 及び例えば報告に関する保険会社に対する潜在的救済に関する措置にあった。

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、BaFin の 2020 年 Annual Report の「III. 監督」の章の「2. 保険会社及び年金基金 (Pensionsfonds)」及び「V. BaFin について」の章の「5. コミュニケーション」の「プレス照会」に基づいて、ドイツの生命保険会社の監督及び業績等の状況について報告してきた。

ドイツの生命保険会社は、引き続き低金利環境の中で、これまで ZZR の積立や新契約の保証利率の引き下げ、さらには保障性商品や固定保証利率を有さない商品へのシフトを進めることにより、健全性維持のために着実な対応を進めてきている。ただし、マイナス金利のさらなる進展等で、生命保険業界を巡る状況は、引き続き楽観視できないものとなっており、今後とも注意深く監視していく必要がある状況にある。

超低金利環境の継続をはじめとして、日本と類似した環境下にあるドイツの生命保険会社を巡る状況に関しては、日本の生命保険業界関係者にとっても極めて関心の高い事項であることから、その監督を巡る動向については、今後とも引き続き注視していくこととしたい。

以上